

第 3 3 回 軽米町 議会 定例会

令和 4 年 9 月 1 5 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- 日程第 1 同意案第 4 号 教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 同意案第 5 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 2 号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 3 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 3 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 3 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 3 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)

- 日程第 1 0 議案第 8 号 令和 3 年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分
について
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 1 1 議案第 9 号 令和 4 年度軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 令和 4 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1
号)
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員
会付託)
- 日程第 1 5 請願陳情第 1 4 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求め
る請願
(産業建設常任委員会付託)
- 日程第 1 6 請願陳情第 1 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引
き上げをはかるための、2 0 2 3 年度政府予算に係る
意見書の提出を求める請願
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 1 7 発議案第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意
見書
- 日程第 1 8 発議案第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見
書
- 日程第 1 9 総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第 2 0 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 2 1 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君
12番	松浦	満	雄	君					

○欠席議員（1名）

7番 大村 税 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	福島	貴浩	君	
会計管理者兼 税務会計課総括課長兼 収納・会計担当課長		日山	一則	君	
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君	
健康福祉課	総括課長	工藤		薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福島	貴浩	君	
教育委員会	教育長	小林	昌治	君	
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君	
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君	
農業委員会	事務局長	江刺家	雅弘	君	
監査委員		西山	隆介	君	
監査委員事務局	長	関向	孝行	君	

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、大村税君から本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から同意案 2 件、総務教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長からそれぞれ 1 件の発議案の提出がありました。また、総務教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも配布してありますので、朗読は省略いたします。

追加提案のありました同意案 2 件については、9 月 9 日午後 3 時 7 分から議会運営委員会が開かれ、その結果、本日本会議場において審議、採決することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎同意案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1、同意案第 4 号 教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件に関しては、小林昌治君の一身上に関する事件であるので、小林昌治君の退場を求めます。

（教育長 小林昌治君退場）

○議長（松浦満雄君） 同意案第 4 号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第 4 号は、教育長の任命に関し同意を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、軽米町大

字円子第3地割79番地1、小林昌治氏を教育長に任命することについてご同意いただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

本件は、9月1日にご同意いただきました教育長の任命につきまして、再任することとし、令和4年10月24日から令和7年10月23日までの3年間の任命とする予定でございます。

小林昌治氏は、昭和31年2月14日生まれで、昭和53年3月に岩手大学工学部を卒業されてから岩手女子高等学校非常勤講師としての勤務を経て、昭和59年4月に岩手町立沼宮内中学校に教諭として着任されました。その後、平成元年4月からは九戸村立九戸中学校、軽米町立笹渡中学校で教鞭を執られ、平成13年4月からは山形村立霜畑中学校をはじめ3校で教頭を歴任されました。平成20年4月からは一関市立本寺中学校長、平成24年4月からは軽米町立軽米中学校長の要職に就かれ、平成28年3月に退職されております。

また、平成30年4月からは軽米町立軽米幼稚園長として、令和3年10月から町教育委員会委員、令和4年9月1日から教育長としてご尽力いただいております。

小林昌治氏は、その経歴が示すように、長年にわたって教育に携わり、教育現場、教育行政に精通された方であり、これまでの教育者としての卓越した指導力と高い識見及び高潔な人柄は誰しもが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、教育について高い識見を持つ小林氏を当町の教育長として任命することについて、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第4号 教育長の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） ただいまの表決権を有する出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により議長において、立会人に茶屋隆君、上山誠君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。茶屋隆君、上山誠君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 10票

そのうち

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 10票

反対 0票

白票 0票

以上のおり、賛成が全員です。

よって、同意案第4号 教育長の任命に関し同意を求めることについては、原案

に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松浦満雄君） 小林昌治君の入場を許可します。

（教育長 小林昌治君入場）

◎同意案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松浦満雄君） 日程第2、同意案第5号 教育委員会の委員の任命に関し同意を
求めることについてを議題とします。

同意案第5号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第5号は、教育委員会委員の任命に関し同意を求めるもの
でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、軽
米町大字小軽米第15地割103番地68、玉館誠氏を教育委員会委員に任命する
ことについてご同意いただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、本件につきましては、補欠任命に関わるもので、令和7年9月30日ま
での残任期間で任命する予定としております。

玉館誠氏は、昭和47年4月29日生まれで、平成3年3月に岩手県立軽米高等
学校を卒業され、稼業である林業を営みながら地域、学校の活動を深めております。
平成5年4月に軽米町消防団に入団し、現在は2分団4部班長として奮闘され、ま
た平成28年度には軽米中学校PTA副会長を、翌29年度からの3年間は軽米中
学校PTA会長及び軽米町PTA連合会会長を務め、平成30年度からの2年間は
岩手県PTA連合会副会長も歴任されております。

また、現在は、岩手県立軽米高等学校PTA会長としてご活躍されております。

玉館誠氏は、学校教育、スポーツの分野に深い理解をお持ちであり、高い識見と
高潔な人柄は誰しものが認めるところであります。

ただいま申し上げましたとおり、学校教育に関心と高い識見を持ち高潔な玉館氏
を当町の教育委員会委員として任命することについて、ご同意をいただきますよう
お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第5号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの表決権を有する出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、議長において立会人に西舘徳松君、江刺家静子君の両名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（松浦満雄君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松浦満雄君） 異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しないもの及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔1番から投票〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。西舘徳松君、江刺家静子君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松浦満雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票

そのうち

有効投票 10 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛成 10 票

反対 0 票

白票 0 票

以上のとおり、賛成が全員です。

よって、同意案第 5 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第 1 号から議案第 12 号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第 3、議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第 14、議案第 12 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの 12 件を一括して議題とします。

議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 件について、特別委員会での審査の結果の報告を求めます。

令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会委員長、館坂久人君。

〔特別委員長 館坂久人君登壇〕

○特別委員長（館坂久人君） 本定例会におきまして令和 3 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託されました案件は、議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から議案第 12 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの 12 件でありました。

当委員会は、9 月 8 日から 14 日までの 5 日間、役場 3 階会議室において、当局の出席の下、提案理由の補足説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論がなされるとともに、慎重な審査がなされました。

主な議論として、高齢者運転免許証自主返納への支援策に関して、買物をするにも交通手段がなく、免許を返納できない高齢者もいる。運転指導も強化すべきとの提言や、鳥獣被害の状況と対策について、近年被害が拡大しております。国の補助を有効活用して対策を強化してはどうかとの提言など、過去に寄附で施工した町道の未登記用地問題について、早急に対応すべきとの要望がありました。また、愛犬等が増えているため、ドッグランを整備してはとの提言などもありました。また、

医療廃棄物の処分に係る岩手県との係争中の事件についても、活発な議論がなされました。各委員から終始活発な議論がなされました。

結果について報告します。一部の議案に反対がありましたので、採決は4回に分けて行いました。議案第3号と議案第4号の決算認定は、賛成多数で認定することに決定しました。議案第1号及び議案第2号と議案第9号から議案第12号までの6件については、全会一致で可と決し、議案第5号から議案第8号までの決算認定については、全会一致で認定することに決定したことを報告いたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については特別委員会において全会一致で認定、可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第3号及び議案第4号について討論を求めることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。最初に、令和3年度は、本当に新型コロナウイルス感染症の下で行事の中止が相次いだり、また感染防止の対応でワクチン接種や、また感染対策のための施設の改修なども行われました。職員の皆さんは、土曜日、日曜日なども交代でワクチン接種の業務に携わったりして、本当にご苦労さまだったと思います。それから、令和3年度のもう一つの大きかったのは、やはりかるまい交流駅（仮称）の施設のことです。これは、かるまい交流駅（仮称）は、町にとって何十年に1度という大きな事業だと捉えておりますが、医療廃棄物が出たことによって、その処理で工事が中断し、さらに令和4年度にそれがまたずっと続いていったということで、今岩手県を訴えるという事態になっています。令和3年度は、大きなことがあった年だなと思っております。

それでは、議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算について、一部に認定できない部分があり、反対討論を行います。決算の中で、これは令和2年度から始まったことだったのですが、令和2年10月に町がある個人から国家賠償法で訴えられ、弁護士に委託し、委託料を予備費から充用して57万5,000円支

払いました。その裁判は、令和3年度まで続き、令和3年10月1日終了したということを知りました。町が訴えられ、税金を使って弁護士費用を支出しているのですから、裁判のことで個人名が特定されるということで、黒塗りの契約書のコピーが渡されただけで、その後裁判の行方が分からないうちに年度が変わりました。先日決算審査の中でそのことを聞きましたら、令和3年10月1日に裁判は終わったということでした。その詳しい内容は分かりません。

さて、令和3年度の決算書にも予備費を充用してかるまい交流駅（仮称）の医療廃棄物について、県と交渉するに当たり弁護士を委託しました。委託料をまた予備費から充用して、60万8,000円支出しています。令和4年度は、裁判に発展しております。このことについても、できる限りの説明を求めたいと思います。

次に、行政改革のことです。行政改革では、保育園民営化、介護事業所の廃止が計画にあります。保育園は、子育て支援のみならず、町の将来にとっても本当に大事な施設であります。公立で安定的に運営されることが必要だと思います。また、介護事業所は、高齢者の比率がますます高くなっていくことが見込まれることから、在宅介護や自立した生活を営むことができるよう、居宅サービスも廃止ではなく、拡充が望まれると思います。行政改革推進委員会の委員からもちょっと道で会って聞きましたが、あまりこのことについては興味がないというか、そういうことあったのかなという感じにも受け取れました。

次に、このコロナ禍で、介護や福祉の職場で働く職員についてです。国では、その職員に対して賃金の追加支給なども出されてきましたが、それは町の職員には適用されませんでした。また、子供たちの保育の最前線に立ってきた人たち、また介護の職場で働く人たちに、濃厚接触者だけでなく、検査を定期的に行うべきではないかということを知求めてきましたが、実施されませんでした。

最後に、決算書について、決算書の内容を見ますと、予算の残額の数値が大きいことはやり残した事業が多かったということなのか、予算の取り方はこれでよかったのかという疑問が残りました。

これらのことから、私は令和3年度一般会計歳入歳出決算について認定できないということで反対いたします。皆さんのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 議案第3号の令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度一般会計の決算は、かるまい交流駅（仮称）整備事業や軽米町立学校

情報通信ネットワーク環境整備事業、住民税非課税世帯等給付金、子育て世帯臨時特別給付金や新型コロナウイルスワクチン接種業務など、ハード面や新型コロナウイルス感染防止対策として施策が進められたものであります。かるまい交流駅（仮称）整備工事については、令和2年度に工事着手したところでありますが、医療廃棄物の出土により工事が中断されるなど、想定外の出来事が発生したことにより、工期が延長されたものであります。医療廃棄物や汚染土壌の処理に関しては、公正公平な判断を求め、弁護士を通じて交渉されており、本年8月には苦渋の決断をして、岩手県を相手とする訴訟を提起しており、今後も適切な対応などに努めていただきたいと考えております。

このかるまい交流駅（仮称）事業は、老朽化した中央公民館及び町立図書館の建て替えに併せて、子育て支援機能等を備えた多世代が多目的に交流できる施設を建設し、町内のイベントなどとの連携により、町中心商店街のにぎわいを創出しようとするものであり、今後の軽米町の活性化を図る上で重要な事業となっているものです。特別委員会においては、様々な意見も出されたところでありますが、事務事業については町政の発展が着実に進められていることは評価すべきと考えたとともに、監査委員による審査意見書を見ても審査結果はおおむね適正に執行されているとされております。

このようなことから、令和3年度一般会計歳入歳出の予算は適正に執行されたものと評価すべきと考え、その決算の認定に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 付議されております議案12件のうち、議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、1議案にのみ反対でございますので、反対の討論を述べますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

今定例会に提案されましたとりわけ一般会計の予算審議の中、またその他の案件等につきまして、私議案審議に当たりまして資料の請求をお願い申し上げております。その一つは、小軽米地区に予定されている農業施設、園芸施設の計画について分かる資料、簡単に言えば近くにそういう施設ができるのですが、何ら情報が入ってこない、説明もまだ聞かない、どうなっているのですかと、地域の人たちは大変と期待しておりますが、いつの段階で地域に説明して実現するのですかという質問の資料の要求が第1点。このことにつきましては、いずれ円安の中、大変と厳

しいというような答弁がなされたように聞いております。ただ、頑張りたいと、町の誘致企業等の位置づけをしてという町長の答弁でございましたが、地域が大変と期待しておりますので、どうぞ前に進めてもらいたいと、そういう提案をいたしました。

また、一般質問、今回の補正予算と関係がありますが、医療廃棄物の関係について、県を提訴した訴状の写しを資料として配布願いたいという要望をいたしました。これはかないませんでした。簡単に言えば、今係争中でありますので、勘弁願いたいというような言葉が不適切かもしれませんが、いずれそういうことでなされなかったと。それは、おかしいのではないですか、訴状がどういう問題点があるかというのが、これは議会も町民も知らなければならないこと、知る権利、また説明する責任があるのではないですかという要求をしました。それらについては、いずれ機会を見てまた再度開示請求、あるいは提示して説明の機会を設けてもらいたいと要望したいと思っております。

また、医療廃棄物の処分につきましてのマニフェストがどうなっているのか、その資料として出してくださいというような、出しましたが、医療廃棄物の処理する計画につきましては、排出者、その医療廃棄物を出した人がマニフェストをつくらなければならないというのは私の認識、国の指導もそうだとまず理解しております。そんな面では、その欄に軽米町と書いておりましたが、町は県の指導だと言いましたが、以前の問題ではないのかなと。いずれ誰かが指導しようと、やっぱり排出者、私は県あるいは医療局ではないかなと、そう考えて、また議員の中にも岩手県なのだという発言をされる方もあったように聞いております。そういうものも含めながら、いずれ裁判というものの選択は好ましくないというのは、1つはそれらも含めて時間がかかるということはお金がかかるということだと。そんな面で、私はそういう産業廃棄物の処分費等、弁護士費用等を決算書で見っておりますので、そういうのを含めた決算書は容認できない。したがって、反対ということでございます。

その処理費及び弁護士費用等含めると約1億9,000万円。1億9,000万円を人口8,300人でちょっと割りましたら、大体町民1人当たり2万2,000円前後の負担というふうなことになります。大変と大きい負担を町民に求められる案件でもありますので、私は解決の方法は早く、負担の方法は裁判でなくというのが私の訴えたいところであります。それらを含んだ一般会計決算については賛成できないということでございます。

また、資料要求したのは、そのほかに軽米高校の支援事業の中で、タクシー通学に関する項目がありましたが、額が大変と大きいものですから、健全な運営がなされていけばいいなと思って質問したところで、それはそれで了解したところでございます。

以上のようなことから、今定例会に出されております12の案件のうち一般会計の歳入歳出決算書のことについては賛成できない。裁判でなく別な選択で早期に解決されることを期待して、私の反対討論といたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定できないという点がありますので、その立場で討論を行います。

国民健康保険税は、町民にとって最も重税感のある税金だと思います。同じ所得であっても、協会けんぽの方に比べると国保は均等割や資産割が加算されて、倍近く大きな負担となっています。高過ぎる国保税は、全国知事会でも問題にされ、国へ1兆円の要望を出しているほどで、被保険者の暮らしを苦しめるだけでなく、構造的な危機となり、国民皆保険制度の根幹を揺るがしています。国保の加入者だけの問題にとどまりません。病気、体の不調は、若い頃の働き方によって高齢期に発症するものも多くあります。他の健康保険加入時代は順調に払っていた保険料も、その病気になってから入る、高齢になってから加入する国保税を支払う仕組みとなっています。

さて、短期保険証の対象となったある方の例ですが、この方は知り合いの保証人になって、いわゆる保証人かぶりで財産をなくし、さらに残った支払いのため、比較的収入の多い夜間の作業をして頑張ってきました。しかし、夜と昼逆転の生活が長く続いたため、体調を崩し退職して、そして社会保険から国保に切り替わりました。保険税を滞納し、短期に切り替わり、病院に行きたくても保険証をもらいに行くと幾らか入金してくださいと言われて入金したら、病院に行く金はなくなってしまったという方がいました。低所得者が加入する国民健康保険でありながら、この間国は国庫負担をどんどん下げて、加入者の負担が重くなっています。

今新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている下で、どんなに生活が厳しくても医療を受けられる環境をつくっていくことが大事だと思います。軽米町の令和3年度末の国保の短期被保険者証の対象者は84人ということでした。そのうち65歳以上が25人、18歳以下の子供は、有効期間は6か月となっておりますが、1

0 人います。高齢者が保険証がなかなかスムーズに手元に来ないということも大変不安なことです。また、働くことができない子供にまでペナルティーがあつていいものではないでしょうか。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としています。そういう地方自治体の精神を全うし、新しい幸せや豊かさの価値の土台となる町政を願い、この討論を行います。

議員の皆さんの賛同を求め、この議案の認定について反対討論といたします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5 番 田村せつ君登壇〕

○5 番（田村せつ君） 議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計の決算の認定について、賛成の立場から討論します。

国民健康保険は、ほかの医療保険制度に加入していない無職の方や低所得者層の方が多く加入しており、また加入者の年齢構造が高く、医療費が多くかかる高齢者層も多いことなどから、構造的な問題を抱え、慢性的な財源不足に陥っています。特に医療費を含めた社会保障費は、毎年増加の一途をたどり、市町村だけでなく、国においても大きな社会問題となり、大きな財政負担となっています。軽米町の国民健康保険においても、被保険者数が減少する中、医療費の支払いに要する保険給付は高止まりに推移している状況にあります。こうした状況の中、特定健診、保健指導の受診率の向上を図るなど、住民への健康づくりの働きかけを積極的に実施することで、保険給付の適正化に努めております。

国保税の収納率については、現年度分96.81%、滞納繰越分13.16%となっており、休日納税相談や夜間納税相談の実施、短期保険者証を発行することにより、納税者との相談機会を確保することで、保険税の滞納の解消に努めております。

このような厳しい財政状況の中、平成30年度から岩手県が国保財政の運営の責任主体となり、岩手県国保運営方針に基づき、一般会計から法定外繰入れに頼ることなく、また安易に被保険者に国保税の増額という負担を強いることなく、国保保険者として機能を維持するための努力をしております。また、令和3年度決算では、実質単年度収支が約2,000万円の黒字を計上しており、財政の安定化にも努めているものと考えられます。

以上のことから、令和3年度軽米町国民健康保険特別会計の決算の認定につきましては、岩手県国保運営方針に基づく法定内繰越しを実施することなく、また保険

者として財源の確保に一定の努力が認められます。このことから、私は賛成といたします。私のこの賛成討論にご賛同をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第4号の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は4回に分けて行います。議案第3号の1件、議案第4号の1件、議案第1号及び議案第2号と議案第9号から議案第12号までの6件、議案第5号から議案第8号までの4件の4回です。

議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例と議案第9号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第5号）から議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の6件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号と議案第9号から議案第12号までの6件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号及び議案第2号と議案第9号から議案第12号までの6件は、委員長の報告のとおり決定することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例と議案第9号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第5号）から議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第8号 令和3年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についてまでの4件を一括して採決します。

お諮りします。議案第5号から議案第8号までの4件の決算に対する委員長の報告は認定とするものです。議案第5号から議案第8号までの4件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第8号 令和3年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての4件の決算については、認定することに決定しました。

◎請願陳情第14号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第15、請願陳情第14号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願を議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、館坂久人君。

〔産業建設常任委員長 館坂久人君登壇〕

○産業建設常任委員長（館坂久人君） 第30回軽米町議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された案件は、請願陳情第14号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願でございました。

9月7日、3階会議室において、委員5名出席の下、慎重に審査いたしました。

2022年度から水田活用の直接支払交付金を見直すことを発表しました。その内容は、今後5年間に一度も水張りが行われない農地については、令和9年度以降交付対象としない。多年生作物（牧草）に対する支援は、従来全ての飼料作物について10アール当たり3万5,000円交付されていたが、令和4年度からは当年産においては播種を行わず、収穫を行うものは10アール当たり1万円とするとい

うものです。これが実施されれば、牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは、農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加につながることに懸念の声が上がっております。

つきましては、生産者が意欲を持って作付し、将来にわたって安定的な営農、農地の維持が展望できるように、請願の趣旨を了とし、出席委員全員が採択と決定したことを報告いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第14号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願を採決します。

お諮りします。請願陳情第14号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第14号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第14号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎請願陳情第15号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第16、請願陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、舘坂久人君。

〔総務教育民生常任委員長 中村正志君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（中村正志君） 第33回軽米町議会定例会におきまして、総務教育民生常任委員会に付託されました案件は、請願陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願でした。

本請願につきまして、9月7日、全委員6名出席の下、慎重に審査いたしました。

子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、計画的な教職員定数改善の推進、加配の削減は行わない並びに教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることの意見書を国の関係機関へ提出することを求める請願について、審査の結果、請願趣旨を了とし、出席委員6名全員の賛成により採択したことを報告いたします。

議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を採決します。

お諮りします。請願陳情第15号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第17、発議案第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長、館坂久人君。

〔産業建設常任委員長 館坂久人君登壇〕

○産業建設常任委員長（館坂久人君） それでは、発議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

水田活用の直接支払交付金の見直しにより、牧草地利用など転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にお

たって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底受け入れられないため、政府関係機関に意見書を提出するものでございます。

なお、意見書は、議員各位に配布してございますので、意見書の内容、提出先の朗読は省略させていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第18、発議案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、中村正志君。

〔総務教育民生常任委員長 中村正志君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（中村正志君） 発議案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提案理由を申し上げます。

本議案は、子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現し、教育の機会均等と教育水準の維持、向上を図るためにも、計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を推進されるよう、政府関係機関に意見書を提出するものです。

意見書については、配布しておりますので、前文は割愛し、要望項目の3項目を申し上げます。

1、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

2、自治体での国の標準を下回る学級編制標準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

3、教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、3項目について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出することといたします。

発議案第2号について、軽米町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

発議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

◎総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦満雄君） 日程第19、総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第20、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第21、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第33回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会以来、本日までの15日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、人事同意案5件、条例の一部改正に関する議案2件、一般会計ほか歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計ほか補正予算に関する

る議案4件の合わせて17件の案件を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策やかるまい交流駅（仮称）整備事業、教育振興支援事業、災害復旧事業など、各種事業に対して熱心にご議論いただきました。議案の審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、真摯に受け止め、今後の町政運営に当たり、心して努めてまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内全体では減少傾向となっているものの、終息の見通しは立っておらず、今後もその状況を注視し、町民の皆様のご協力も得ながら、適切に対応してまいります。また、今後のワクチン接種につきましても、国の方針に基づき接種体制の準備を進め、着実に進めてまいります。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第33回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前11時28分）